

京丹後市分別収集計画

(第4期分)

京丹後市

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を創造するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型の廃棄物処理を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体が、それぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

全国的に廃棄物処理場の確保が非常に困難な状況となっており、京丹後市においても、近年において焼却施設、リサイクルプラザ及び各最終処分場の整備を行っていますが、近い将来においては、処理施設の整備が、財政的にも非常に厳しい状況が予想される。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、焼却物の減量及び埋立て処分量の減量を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、循環型の廃棄物処理が具体化されるとともに、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化を図るものである。

2. 基本計画

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの排出抑制とリサイクルを基本とした地域社会づくり
- ② 全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負担の低減

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 18 年 4 月を始期とする 5 ヶ年間とし、3 年毎に改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、鋼製容器包装（スチール缶）・アルミニウム製容器包装（アルミ缶）・無色のガラス製容器包装（無色・透明ビン）・茶色のガラス製容器包装（茶色ビン）・その他のガラス製容器包装（黒・その他ビン）・飲料用紙製容器包装（紙パック）・段ボール製容器包装（段ボール）・その他の紙製容器包装・PET 製容器包装（ペットボトル）・プラスチック製容器包装（その他プラスチック容器包装類）を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法8条第2項第1号）

京丹後市から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表1のとおりとする。なお、ここで示す見込み量は、ごみとして排出される量に加え、集団回収等による量も含むものである。

表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み (単位：t)

排出年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
容器包装廃棄物の量	4,170	4,104	4,030	3,970	3,908

《参考》 表1の内訳 (単位：t)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
鋼製容器包装	261	256	253	248	245
アルミニウム製容器包装	104	103	101	100	98
無色のガラス製容器包装	396	389	384	377	372
茶色のガラス製容器包装	396	389	384	377	372
その他のガラス製容器包装	108	105	104	102	101
飲料用紙製容器包装	71	69	68	68	66
段ボール製容器包装	1,802	1,774	1,746	1,720	1,692
その他の紙製容器包装	150	150	135	135	135
PET製容器包装	141	138	136	135	132
プラスチック製容器包装	731	731	719	708	695

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法8条第2項第2号）

京丹後市から排出される容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策は、表2に示すとおりである。今後は、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集のため、一層市民の協力が得られるよう、これらの方策を継続していくものである。

表2 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策

施策名	具体的内容	公共関与
教育・啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育や社会教育を始めあらゆる機会を通じて、ごみの排出抑制、リサイクルの推進など循環型社会の必要性を啓発する。 【学校教育：集団回収の取り組み・ごみ処理施設の見学等】 【社会教育：生涯教育におけるごみ問題の啓発等】 市民、事業者に対し、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、ごみ処理経費の急増などごみ処理の厳しい状況について情報を提供するとともに、ごみ処理施設の見学会を開催し、分別排出やリサイクルの必要性の啓発を行う。 	○
可燃ごみ袋の指定と有料化	<ul style="list-style-type: none"> 分別や排出ルール of 徹底のため、市指定ごみ袋による可燃ごみの排出を徹底する。 市指定袋の有料化により、容器包装のリサイクルの推進を図る。 大袋（45ℓ）→30円/枚（1袋10枚入り・300円） 小袋（30ℓ）→20円/枚（1袋10枚入り・200円） 	○
廃棄物減量等推進審議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> 30名以内の廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱してごみ減量化及びリサイクルの取り組み等を審議する。 	○
ステーション指導員の設置	<ul style="list-style-type: none"> 市内の資源ごみステーションにごみ分別指導員を配置して、ステーションでの分別指導及びマナー対策等の向上に努める。 	○
古紙回収団体補助金の交付	<ul style="list-style-type: none"> 古紙回収団体登録（共同作業所・PTA・子ども会・自治会等）が回収した古紙に対して補助金を交付し、リサイクル意識の向上に努める。 古紙→7円/kg＋業者引取手数料（上限3円/kg） 	○
リサイクル協力店の推進	<ul style="list-style-type: none"> 各販売店等が主体となって、食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収することを推進する。 	—
空きビン（リターナブルビン）返却の推進	<ul style="list-style-type: none"> ビール、酒、醤油、牛乳等の空きビン（リターナブルビン）を販売店へ返却することを推進する。 	—

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る

分別の区分（法 8 条第 2 項第 3 号）

鋼製容器包装（スチール缶）・アルミニウム製容器包装（アルミ缶）については、京丹後市が指定する専用容器により排出し、ガラス製容器包装（無色・透明ビン）（茶色ビン）（黒・その他ビン）についても同様に、京丹後市が指定する専用容器に色分けをして排出するものとする。

また、PET 製容器包装（ペットボトル）及びプラスチック製容器包装（その他プラスチック容器包装類「食品トレイ含む」）についても、京丹後市が指定する専用容器に排出するものとする。

飲料用紙製容器包装（紙パック）・段ボール製容器包装（段ボール）・その他紙製容器包装については、京丹後市内の古紙回収登録団体での回収又は専用のストックヤードへの直接持込みとするものとする。なお、一部の地域（大宮町）については、品目ごとに縛り直接ステーションへ排出するものとする。

表 3 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装		空きカン
主としてガラス製の容器包装	無色のガラス製容器包装	空きビン（無色・透明）
	茶色のガラス製容器包装	空きビン（茶色）
	その他のガラス製容器包装	空きビン（黒・その他）
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック（集団・店頭回収による） 市による定期収集（一部）
主として段ボール製の容器包装		段ボール（集団回収による） 市による定期収集（一部）
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの		紙製容器包装（集団回収による） 市による定期収集（一部）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって清涼飲料用、しょうゆ類及び酒類を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって、上記以外のもの		その他プラスチック容器包装類

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法8条第2項第4号）

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み量は、表4のとおりとする。

第4 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み（単位：t）

品 目	年 度				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
鋼製容器包装	163	160	158	155	153
アルミニウム製容器包装	65	64	63	62	61
無色のガラス製容器包装	293 (293)	288 (288)	284 (284)	279 (279)	275 (275)
茶色のガラス製容器包装	293 (293)	288 (288)	284 (284)	279 (279)	275 (275)
その他のガラス製容器包装	72 (72)	70 (70)	69 (69)	68 (68)	67 (67)
飲料用紙製容器包装	44	43	42	42	41
段ボール製容器包装	1,287	1,267	1,247	1,228	1,208
その他の紙製容器包装	10 (10)	10 (10)	9 (9)	9 (9)	9 (9)
P E T製容器包装	117 (117)	115 (115)	113 (113)	112 (112)	110 (110)
プラスチック製容器包装	416 (26)	410 (26)	403 (25)	397 (25)	390 (24)
（うち白色トレイ）	18 (0)	18 (0)	17 (0)	17 (0)	17 (0)
合 計	2,760 (2,370)	2,715 (2,331)	2,672 (2,294)	2,631 (2,259)	2,589 (2,223)

（注）：括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市が独自に処理を行う予定量を示す。

9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法8条第2項第5号）

京丹後市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施するもの（主体）は、表5のとおりとする。

古紙類については、一部の地域（旧大宮町）を除いては、市内の古紙回収団体の指定する回収方法に基づき排出するものとし、食品トレイ、紙パックについては、排出者がリサイクル協力店（スーパー店）の店頭回収によるものとする。この場合の収集、運搬については、それぞれの実施主体が行うものとする。

一般家庭から排出される、空きカン・空きビン・ペットボトル・その他プラスチック容器包装類については、排出者が指定されたステーションへ分別して排出するものとする。なお、これらの収集、運搬については、いずれも京丹後市が行うものとする。

表5 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係わる分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管等の段階
鋼製容器包装	空きカン	市による定期収集	市
アルミニウム製容器包装			(選別→圧縮→保管)
無色のガラス製容器包装	空きビン（無色・透明）	〃	市 (保管)
茶色のガラス製容器包装	空きビン（茶色）		
その他のガラス製容器包装	空きビン（黒・その他）		
PET製容器包装	ペットボトル	〃	市 (選別→圧縮梱包→保管)
プラスチック製容器包装	その他プラスチック容器包装類	〃	市 (選別→圧縮梱包→保管)
飲料用紙製容器包装	古紙類（紙パック）	古紙回収団体	団体引取
		市による定期収集	市（保管）
段ボール製容器包装	古紙類（段ボール）	〃	〃
		〃	〃
その他の紙製容器包装	古紙類	〃	〃
		〃	〃

10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法8条第2項第6号）

平成12・13年度の2ヵ年事業において、旧丹後6町の広域ごみ処理施設「峰山町クリーンセンター（リサイクルプラザ）」を整備しており、平成16年4月の旧丹後6町合併に伴い、前記の処理施設については、京丹後市に引き継いでおり、当面の間は分別収集の用に供する施設の計画予定はない。

なお、分別収集の用に供する施設の概要は、表6のとおりである。

表6 分別収集の用に供する施設整備の状況

分別区分	容器包装廃棄物	収集容器	収集機材	中間処理施設
空きカン	スチール缶 アルミ缶	カン専用容器	パッカー車 トラック (委託)	市施設 (選別・圧縮・保管)
空きビン	無色ビン 茶色ビン その他ビン	ビン専用容器	トラック (委託)	市施設 (保管)
ペットボトル	PETボトル	PETボトル専用容器	トラック (委託)	市施設 (選別・圧縮梱包・保管)
その他プラスチック 容器包装類	その他プラスチック 製容器包装	その他プラ容器 専用容器	トラック (委託)	市施設 (選別・圧縮梱包・保管)
古紙類	紙パック 段ボール その他紙	—	トラック (委託)	市施設 (保管)

(注) 各品目のステーションにおいては、各地区の状況により設置するものとする。

11. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法8条第2項第7号）

<p>「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」</p> <p>平成11年度～平成20年度</p> <p>（平成11年度策定）</p>	<p>第1章 計画策定の趣旨</p> <p>第2章 ごみ処理の現状</p> <p>第3章 関係法令の動向</p> <p>第4章 ごみ量の予測</p> <p>第5章 ごみ処理基本計画</p> <p>第6章 ごみ処理実施計画</p>
---	--

なお、上記の基本計画は、旧6町での広域処理を開始する時に策定をしたものである。

京丹後市における一般廃棄物処理基本計画については、現在、検討中であり具体的に出来しだい追加するものとする。

表7 分別収集の実施に関し取り組む具体的施策

施 策	具 体 的 内 容
廃棄物減量等推進審議会の設置	一般廃棄物の減量及び適正処理に関する事項について、市長の諮問に応じ審議を行う。
ステーション指導員の設置	分別排出の指導並びにステーションのマナーの向上など、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関した施策への協力をを行う。
分別排出の徹底	徹底した分別収集を行うため「分別収集のチラシ」を各戸に配布し、その啓発に努める。
古紙回収団体の育成	登録団体（PTA、子ども会、自治会等）による、古紙類の回収を促進するため、補助金の交付を行う。